

「国債の条件付売買基本要領」中一部改正

- 7. (2) を横線のとおり改める。

(2) 時価売買価格比率

時価売買価格比率は、買入または売却の別および売買国債の残存期間に応じ、次のとおりとする。

イ. 買入の場合

(イ) }
(ロ) } 略(不変)

(ハ) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの	<u>1.0201.019</u>
(ニ) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの	<u>1.0391.036</u>
(ホ) 残存期間 20 年超のもの	<u>1.0661.057</u>

ロ. 売却の場合

(イ) }
(ロ) } 略(不変)

(ハ) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの	<u>0.9810.982</u>
(ニ) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの	<u>0.9640.967</u>
(ホ) 残存期間 20 年超のもの	<u>0.9410.948</u>

- 8. (5) を横線のとおり改める。

(5) 担保価格

担保価格は、受入または差入の別および担保国債の残存期間に応じ、次のとおりとする。

イ. 受入の場合

(イ) }
(ロ) } 略(不変)

(ハ) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの	時価の 9.8 <u>19.8</u> . 2%
(ニ) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの	時価の 9.6 <u>39.6</u> . 6%
(ホ) 残存期間 20 年超のもの	時価の 9.3 <u>89.4</u> . 6%

ロ. 差入の場合

(イ) }
(ロ) } 略 (不変)

(ハ) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの	時価の 1.01 <u>9.101</u> . 8%
(ニ) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの	時価の 1.03 <u>7.103</u> . 4%
(ホ) 残存期間 20 年超のもの	時価の 1.06 <u>2.105</u> . 4%

(附則)

この一部改正は、平成 18 年 10 月末までの総裁が別に定める日から実施する。